

広島県告示第七百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和二年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八番八一号

二 免許番号

内水共第二十三号，内水共第二十四号及び内水共第二十五号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第1条—第6条（略）

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条

遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額とする。

ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料、75才以上の方、女性又は障害者手帳を提示された方は、かに籠を除き、次の表に掲げる額の2分の1の額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣（ころがし、しゃくりを含む）、たも網	1日 2,800円
		1年 11,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ筒、はえなわ、つけ針	1日 1,000円 1年 2,900円
ふな	手釣、竿釣、たも網	
こい		
ます	手釣、竿釣	
もくずがに	かに籠	1年 3,000円

2—4（略）

第8条—第11条（略）

改正前

第1条—第6条（略）

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条

遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額とする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、75才以上の者、中学生の生徒、女性又は身体障害者福祉法第4条に規定する肢体不自由者のときは、かに籠を除き、次の表に掲げる額の2分の1の額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣（ころがし、しゃくりを含む）、たも網	1日 2,800円
		1年 11,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ筒、はえなわ、つけ針	1日 1,000円 1年 2,900円
ふな	手釣、竿釣、たも網	
こい		
ます	手釣、竿釣	
もくずがに	かに籠	1年 3,000円

2—4（略）

第8条—第11条（略）